

振込手数料の税計算方法変更のお知らせ

令和 5 年 10 月 1 日からの消費税インボイス制度導入に伴い、「消費税の端数処理は一の適格請求書につき、税率ごとに 1 回」と規定されたため、振込手数料の税計算方法を以下のとおり変更させていただきました。

これにより、税込振込手数料金額が従来と異なる場合がございます。

【従来】

- ・ 振込 1 件ごとに振込手数料の税抜単価に対して消費税計算（1 円未満は切り捨て）を行い、これを集計して振込手数料を算出

【変更後】（令和 5 年 10 月 1 日以降が振込指定日のもの）

- ・ 振込手数料の税抜単価に件数を乗じて、税抜手数料額を集計し、最後に消費税計算（1 円未満は切り捨て）を行い、振込手数料を算出

（例）税込手数料単価 270 円 振込件数 10 件（消費税端数処理は円未満切捨て）

従来	税抜手数料単価 246 円×（1+消費税率）= 税込手数料単価 270.6 円（税端数処理）・・・税端数処理を計 10 回 税込手数料単価 270 円×10 件 = 税込振込手数料 2,700 円
変更後	税抜手数料単価 246 円×10 件 = 税抜振込手数料 2,460 円 税抜振込手数料 2,460 円×（1+消費税率）= 税込振込手数料 2,706 円（税端数処理）

以 上

本件に関するお問い合わせ先
J A 佐渡 金融事業部
T E L : 0259-27-5187